

治療等によって免疫が消失・低下したお子さんへ 予防接種の再接種費用を助成します。

小児がんの治療などを受けたことで、過去の定期接種の効果が期待できないと医師に判断されたお子さんが再接種を受ける場合の費用を助成します。

(注意) 助成を受けるためには、接種を受ける**前と後**のどちらも手続きが必要になります。まずは健康づくり課にご相談ください。

【助成対象者】

- ①造血幹細胞移植等により、過去に接種した定期接種の効果が期待できないため、再接種が必要な状態であると医師が認める方
- ②再接種を受ける日において、北上市に住所を有する20歳未満の方

【助成対象となる予防接種】

- ①予防接種法でA類疾病（結核及びロタウイルス感染症を除く。）に位置付けられているこどもの定期接種に係る再接種
- ②治療前に予防接種実施規則に基づいて接種した定期接種に係る再接種
- ③使用するワクチンの種類、接種回数、接種間隔及び接種量について予防接種実施規則に基づき実施する再接種
- ④医師が必要と認める再接種

【助成方法】

償還払い

（医療機関に一旦全額を支払った後、市へ請求手続きを行うことで後日指定口座に助成金が振り込まれます）

【助成金額】

助成額は以下のうち小さい方の金額になります。

- ①医療機関に支払った再接種料金
- ②北上市が定める定期接種料金

(注意) 医師の意見書作成等、申請に要した料金は除きます。
助成金の額には上限があります。

申請手続きの流れは
裏面をご覧ください→

申請手続きの流れ

【接種前】

①意見書作成依頼

予防接種再接種に係る医師の意見書（様式第2号）の作成を医師に依頼します。

（注意）意見書作成に要した金額は助成の対象外です。

②以下の書類を用意し市に申請する。

- ・ 予防接種再接種費用助成申請書（様式第1号）
- ・ 予防接種再接種に係る医師の意見書（様式第2号）
- ・ 母子健康手帳等（造血幹細胞移植等を受けるまでの定期接種の記録が分かるもの）の写し

③市から助成決定通知書と医療機関宛ての接種依頼書を受け取る。

市は申請受付後、内容を審査し予防接種再接種費用助成（一部）決定（不決定）通知書（様式第3号）と接種依頼書を交付します。



【接種を受ける】

助成決定通知書と接種依頼書を受け取った後、再接種を受けます。再接種にかかった費用は一旦全額医療機関にお支払いいただきます。



【接種後】

④接種後1か月以内に以下の書類を用意し市に実施報告・請求する。

- ・ 予防接種再接種実施報告書兼費用助成金交付請求書（様式第6号）
- ・ 母子健康手帳等（再接種を受けた日及びワクチンの種類が確認できるもの）の写し
- ・ 再接種を実施した医療機関が発行した領収書と明細書の写し（被接種者の氏名、接種日、接種料金、予防接種の種類、接種医療機関が分かるもの）
- ・ 通帳（振込先口座番号が確認できるもの）の写し

（注意）申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要（任意様式）

⑤市から助成金交付決定通知書を受け取る。

市は書類受付後、内容を審査し交付する助成金の額を確定し予防接種再接種費用助成金交付決定通知書（様式第7号）により通知します。

その後、指定口座に助成金が振り込まれます。

【お問い合わせ】北上市健康づくり課健康係

住所：北上市新穀町一丁目1番4号 電話：0197-72-8295